空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示及び航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する告示

（空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部改正）

第一条　空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。	空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。
空港事務所又は空港出張所の名称 / 飛行計画の通報等に関する事務を行う時間	空港事務所又は空港出張所の名称 / 飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
東京空港事務所 / 24時間	東京空港事務所 / 24時間
（略） / （略）	新潟空港事務所 / 7時30分から21時30分まで
宮崎空港事務所 / 7時30分から21時30分まで	（略） / （略）
	宮崎空港事務所 / 7時30分から21時30分まで
	那覇空港事務所 / 24時間

（航空情報を提供する場所等を定める告示の一部改正）

第二条　航空情報を提供する場所等を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二	別表第二
提供する場所 / 所在地	提供する場所 / 所在地
東京空港事務所 / 東京都大田区　東京国際空港内	新潟空港事務所 / 新潟県新潟市　新潟空港内
（略） / （略）	東京空港事務所 / 東京都大田区　東京国際空港内
宮崎空港事務所 / 宮崎県宮崎市　宮崎空港内	（略） / （略）
	宮崎空港事務所 / 宮崎県宮崎市　宮崎空港内
別表第三	那覇空港事務所 / 沖縄県那覇市　那覇空港内
提供する場所 / 所在地	別表第三
（略） / （略）	提供する場所 / 所在地
鹿児島空港事務所 / 鹿児島県霧島市　鹿児島空港内	（略） / （略）
那覇空港事務所 / 沖縄県那覇市　那覇空港内	鹿児島空港事務所 / 鹿児島県霧島市　鹿児島空港内

附　則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。